

北海道空港管理業務処理規程 (抜粋)

第2章 許可及び承認

(運用時間外使用許可)

第4条 運用時間外の離着陸設備の使用は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りその使用を許可することができる。

- (1) 災害及び人命にかかわる緊急事態の場合
- (2) その他特別の事由があると認める場合

2 専決権者又は受任者は、許可に当たっては、あらかじめ、航空局出張所長等と協議の上決定するものとし、許可の決定をしたときは別記第1号様式の離着陸設備運用時間外使用許可書を、不許可の決定をしたときは別記第2号様式の不許可決定書を、当該申請者に対し交付するものとする。ただし、緊急を要する場合許可又は不許可の旨を電話その他の方法により、当該申請者に対し通知できるものとする。

3 前項の許可を行ったときは、次の各号に掲げる事項について必要な管理体制を講ずるものとする。

- (1) 空港使用料の徴収に関すること。
- (2) 空港内の立ち入り等に関すること。
- (3) 航空照明施設の運用に関すること。
- (4) その他特に必要と認める事項に関すること。

(制限荷重外使用許可)

第5条 専決権者又は受任者は、制限荷重以上の航空機による空港設備の使用について別表1の制限荷重外使用許可基準に基づき許可の決定をしたときは別記第3号様式の空港設備制限荷重外使用許可書を、不許可の決定をしたときは別記第2号様式の不許可決定書を、当該申請者に対し交付するものとする。

(空港設備使用許可)

第6条 空港設備(離着陸設備及び格納庫を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その使用を許可することができる。

- (1) 直接又は間接に空港の便宜となる事業又は施設の用に供するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体が空港に直接関連のある業務を行うための用に供するとき。
- (3) 運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき(特に必要やむを得ないと認めるものに限る。)
- (4) 空港に係る工事のための機材置場等の用に供するとき。
- (5) 前各号のほか、空港の管理上やむを得ないと認めるとき。

2 空港設備の使用を許可する場合には、次の各号に留意するものとする。

- (1) 使用許可面積等は、必要最小限にとどめ、かつ、現状のまま使用させることとし、将来道の必要に応じてその使用を終了させた場合に容易に原状に回復できる状態にしておくことを原則とする。
- (2) 使用の許可を受けようとする者の資力、信用等を十分調査すること。

3 専決権者は、空港設備の使用について許可の決定をしたときは別記第 4 号様式の空港設備使用許可書を、不許可の決定をしたときは別記第 2 号様式の不許可決定書を、当該申請者に対し交付するものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消すものとする。

(1) 使用者が許可の条件に違反したとき。

(2) 公用又は公共用に供するための必要を生じたとき。

5 空港設備の使用の許可を取り消し、又は使用の許可の更新をしたいときは、使用の許可を取り消し、又は使用許可期間が満了する日の 3 箇月以前に使用者に通知するように努めなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

6 空港設備の使用許可期間が満了したとき又は使用許可期間の途中で使用許可物件を返還する場合は、別記第 5 号様式の空港設備返還届を提出させるものとし、及び使用の許可を取り消した場合にあっては、必ず指定した期日までに原状に回復させ、当該設備の明渡しをさせなければならない。ただし、使用許可条件で別に定めた場合は、この限りでない。

7 空港設備の使用の許可又は使用の許可の取消し等の行政処分をする場合は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 57 条第 1 項に規定する教示をするものとする。ただし、使用許可期間の更新の申請に対して、同一物件の同一条件による使用の許可をする場合で前回の許可の際教示をしているときは、この限りでない。

(工作物設置許可)

第 7 条 空港設備に係る工作物の設置等は、前条第 1 項各号のいずれかに該当し、かつ、当該工作物が 制限表面に抵触しない場合に限り、その設置等を許可することができる。

2 専決権者は、工作物の設置等について、許可の決定をしたときは別記第 6 号様式の工作物設置許可書を、不許可の決定をしたときは別記第 2 号様式の不許可決定書を、当該申請者に対し交付するものとする。

(空港使用料納付特例承認)

第 8 条 専決権者又は受任者は、次の各号のいずれかに該当し空港使用料を 1 月分取りまとめて納付することの承認の決定をしたときは、別記第 7 号様式の空港使用料納付特例承認書を、当該申請者に対し交付するものとする。

(1) 定期航空路線により運航する場合。

(2) ある一定の期間、離着陸設備を使用する場合。

(3) その他特別の事由があると認める場合。

(使用料の減免等)

第 10 条 空港設備(離着陸設備及び格納庫を除く。)の使用料の減免は次のいずれかに該当する場合に限るものとする。

(1) 国又は他の地方公共団体が空港に直接関連ある業務を行うために使用する場合であつ

て特にやむを得ないと認める場合。

(2) 空港に係る工事のための機材置場等の用に供する場合。

(3) その他特別な事由があると認める場合。

2 専決権者は、条例第 9 条第 3 項の規定による使用料の減免の決定をしたときは、別記第 9 号様式の空港使用料減額(免除)承認書を、当該申請者に対し交付するものとする。

(構内営業の許可)

第 11 条 空港内における構内営業は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りその営業を許可することができる。

(1) 空港の機能を確保するために必要な営業行為を行おうとする場合。

(2) 空港利用客の利便を確保するために必要な営業行為を行おうとする場合。

(3) その他特別な事由があると認める場合。

2 専決権者は、空港内における営業の許可の決定をしたときは、別記第 10 号様式の構内営業許可書を、不許可の決定をしたときは別記第 2 号様式の不許可決定書を、当該申請者に対し交付するものとする。

(留意事項)

第 15 条 専決権者又は受任者は、許可又は承認に当たっては、空港管理上の支障の有無を留意の上決定するものとする。

別表 1 (第 5 条関係)

制限荷重外使用許可基準

制限荷重以上の航空機による空港設備の使用許可にあたっては、次によるものとする。

1. 中標津、オホーツク紋別、女満別、利尻及び奥尻空港の場合

表-2に掲げる空港別PCN値と表-3に掲げる許可申請のあった航空機のACN値との比により、表-1に基づき判断するものとするが、滑走路延長、気象条件等を勘案の上決定するものとする。

表-1

ACN-PCN比	判 断 基 準
$\frac{ACN}{PCN} \leq 1$	無条件で運航可
$1 < \frac{ACN}{PCN} \leq 1.1$	1日当たり数回程度の運航であれば可
$1.1 < \frac{ACN}{PCN} \leq 1.3$	1日当たり数回でしかも短期間の運航であれば可
$1.3 < \frac{ACN}{PCN} \leq 2.0$	特別の事情により数回程度の運航であれば可
$2.0 < \frac{ACN}{PCN}$	緊急機以外不可

表-2-1 空港別PCN表示

空港名	施 設	設 計 条 件			P C N
		荷 重	CBRorK 値	か ^ハ レ ^ジ	
中標津	R/W	LA-2	CBR 8	5,000	PCN 53/F/B/X/T
			CBR 5		PCN 57/F/C/X/T
	T/W	LA-2	CBR 5	5,000	PCN 57/F/C/X/T
	A/P	LA-2	CBR 5	5,000	PCN 57/F/C/X/T
K=70			PCN 48/R/B/X/T		
オホーツク紋別	R/W	LA-2	CBR 8	10,000	PCN 52/F/B/X/T
			CBR 3.5		PCN 58/F/D/X/T
	T/W	LA-2	CBR 8	10,000	PCN 52/F/B/X/T
	A/P	LA-2	K=70	10,000	PCN 48/R/B/X/T

表-2-2 空港別PCN表示

空港名	施設	設計条件			P C N
		荷重	CBRorK 値	カーゲージ	
女満別	R/W	LA-1	CBR 4 CBR 6	3,000	PCN 89/F/C/X/T
	T/W	LA-1	CBR 6	3,000	PCN 89/F/C/X/T
	T/W (T-B)	LA-4	CBR 8	1,000	PCN 21/F/B/Y/T
	A/P	LA-1	K=70	3,000	PCN 74/R/B/X/T
	A/P (B)	LA-4	CBR 8	1,000	PCN 21/F/B/Y/T
利尻	R/W	LA-2	CBR 20 CBR 9 CBR 5	3,000	PCN 80/F/A/X/T PCN 50/F/B/X/T PCN 55/F/C/X/T
	T/W	LA-2	CBR 9	3,000	PCN 50/F/B/X/T
	A/P	LA-2	K=70	3,000	PCN 48/R/B/X/T
奥尻	R/W	LA-4	CBR 9	5,000	PCN 17/F/B/Y/T
	T/W	LA-4	CBR 9	5,000	PCN 17/F/B/Y/T
	A/P	LA-4	CBR 9	5,000	PCN 17/F/B/Y/T

表－3 主要な航空機のACN

航空機の種類	総重量 (t)	主脚の荷 重負担率 (%)	タイヤ 接地圧 (MPa)	剛 性 舗 装				た わ み 性 舗 装			
				高強度 120≦K	中強度 60≦K<120	低強度 25≦K<60	超低強度 K<25	高強度 13≦CBR	中強度 8≦CBR<13	低強度 4≦CBR<8	超低強度 CBR<4
A380-800	562.0 270.0	28.5	1.50	57 26	68 26	88 29	110 37	63 26	69 27	83 30	111 38
B747-8	443.6 226.8	23.7	1.52	64 27	75 30	88 35	101 41	63 27	70 28	87 32	110 43
B747-400	397.8 178.8	23.3	1.38	53 19	62 21	74 25	85 29	58 21	64 23	80 25	102 33
A340-600	381.2 176.4	31.7	1.61	63 32	73 33	86 37	99 43	71 33	77 34	91 38	122 48
B747-300	379.1 174.8	22.7	1.30	48 18	57 20	68 24	78 27	53 20	59 21	73 23	94 31
B777-300ER	352.4 167.8	46.2	1.52	66 27	85 28	109 34	131 43	64 24	71 25	89 29	120 40
B777-300	300.3 159.2	47.4	1.48	54 26	68 27	88 33	108 41	53 23	59 25	72 28	100 38
B777-200	248.1 137.1	46.8	1.26	38 21	47 21	61 25	77 31	39 18	44 20	53 23	75 30
B747-400D	278.3 181.7	24.1	1.14	33 20	38 22	46 26	53 30	37 22	40 23	47 26	63 34
A340-300	277.4 125.2	40.0	1.42	53 28	62 28	73 32	86 37	62 29	67 30	79 33	107 42
A330-300	233.9 120.1	47.8	1.45	55 27	63 27	75 31	87 36	63 28	69 30	80 33	109 40
A330-200	233.9 117.0	47.3	1.42	53 26	62 26	73 30	86 34	62 27	68 28	79 31	107 38
B787-8	220.4 114.5	45.7	1.52	57 26	67 28	79 33	91 38	57 26	63 27	77 30	101 39
B767-300ER	187.3 89.8	46.2	1.38	48 19	57 21	68 25	78 29	53 21	59 22	72 25	94 33
A310-300	164.9 78.9	47.3	1.29	47 17	55 20	65 23	73 28	50 19	56 20	69 23	85 32
B767-300	159.7 81.6	46.1	1.34	39 17	45 19	54 22	62 25	43 19	47 20	56 22	76 28
B767-200	143.8 79.4	46.2	1.31	33 17	39 18	46 21	54 24	37 18	41 19	48 21	66 27
B757-300	122.9 64.6	46.3	1.34	35 15	41 17	48 20	55 23	35 16	40 17	49 19	63 26
B757-200	116.1 62.1	45.6	1.26	31 14	36 16	43 19	49 22	32 15	36 16	44 18	57 24
B737-800	79.2 41.4	46.8	1.41	49 23	52 24	54 25	56 27	43 20	45 21	50 22	55 26
A320-200	78.4 41.3	46.4	1.44	47 22	49 23	52 25	54 26	41 20	43 20	47 21	53 25
A319	75.9 39.8	45.7	1.38	44 21	46 22	49 23	51 24	39 19	40 19	45 20	51 23
MD-90	71.2 40.0	48.2	1.40	49 25	51 26	53 27	55 28	42 21	46 22	50 24	53 28
B737-700	70.3 37.6	45.9	1.36	41 19	43 20	46 22	47 23	36 18	38 18	42 19	47 22
B737-400	68.3 33.6	46.9	1.27	42 18	44 19	47 20	48 21	37 16	39 17	44 18	48 21
MD-81	64.0 35.3	47.8	1.29	41 20	43 21	45 23	47 24	37 18	38 19	43 21	47 23
B737-500	60.8 31.3	46.1	1.33	37 17	38 18	40 19	42 20	32 15	33 15	37 16	41 19
ERJ 170	36.2 21.8	47.0	0.96	18 9	20 10	21 11	22 12	16 8	18 9	20 10	23 12
DHC-8-400	28.8 17.2	47.0	1.05	17 9	18 10	19 11	20 11	15 8	16 9	18 10	20 11
SAAB340B	13.1 9.5	46.5	0.87	7.5 5.0	8.0 5.5	8.5 6.0	8.5 6.0	6.0 4.0	7.0 4.5	8.0 5.0	9.0 6.0
Dornier228-212	6.4 3.5	45.0	0.54	4.5 2.5	4.5 3.0	5.0 3.0	4.5 3.0	3.5 2.5	4.5 2.5	5.5 3.0	5.5 3.5

注1) 諸数値は、航空機メーカーの Airplane Characteristics による。(B747-8、B787-8 は準備段階の値(Preliminary Information)を示す。)

注2) 上段は最大重量、下段は最小重量のACNであり、これらの中間重量のACNは比例補間により算出する。

2 礼文空港の場合

規則に定める換算単車輪荷重を超える航空機にあっては不可(緊急機であって管理事務所長が必要があると認めた場合を除く)。

別記第 1 号様式(第 4 条関係)

離着陸設備運用時間外使用許可書

(記号) 第 号指令

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

平成 年 月 日申請の 空港の離着陸設備を運用時間外に
使用することは、北海道空港条例施行規則(昭和 50 年北海道規則第 12 号)第 2 条第 2 項の
規定により、許可します。ただし、次の事項を承知してください。

平成 年 月 日

北海道知事
市(町)長



1 使用航空機の型式及び登録番号

2 使用許可期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 離着陸設備を使用するときは、当該設備の点検を行い、当該設備が航空機の離着陸に支
障がないことを自ら確認すること。

(部 課 係)

別記第2号様式(第4条、第5条、第6条、第7条、第11条関係)

不 許 可 決 定 書

(記号) 第 号指令

申請者の住所及び氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

平成 年 月 日申請の
は、次の理由により許可できません。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立て(審査請求)をすることができます。

平成 年 月 日

北海道知事
市(町)長



(理由)

(部 課 係)

別記第3号様式(第5条関係)

空港設備制限荷重外使用許可書

(記号) 第 号指令

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

平成 年 月 日申請の 空港を制限荷重以上の換算単車輪荷重の航空機により使用することは、北海道空港条例(昭和36年北海道条例第41号)第4条第1項ただし書の規定により、許可します。ただし、次の事項を承知してください。

平成 年 月 日

北海道知事
市(町)長



1 使用航空機の型式及び登録番号

2 使用許可期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(部 課 係)

空港設備使用許可書

(記号) 第 号指令

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

平成 年 月 日申請の 空港の空港設備を使用することは、北海道空港条例(昭和36年北海道条例第41号)第6条の規定により、許可します。ただし、次の事項を承知してください。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。

平成 年 月 日

北海道知事



(使用を許可する空港設備)

1 使用を許可する空港設備(以下「使用許可設備」という。)は次のとおりです。

使用空港設備

使用面積

使用部分別図のとおり

(指定する用途)

2 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可設備をの用に供さなければなりません。

(使用許可期間)

3 使用を許可する期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2箇月前までに書面をもって知事に申請しなければなりません。

(使用料及び加算料金)

4 使用料及び加算料金は、1 箇年 円とし、歳入徴収者の発する納入通知書により、指定期日までに納入しなければなりません。

(使用料の改定)

5 知事は、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情の変更により特に必要があると認める場合には、使用料又は加算料金を改定します。この場合において、使用者は改定された使用料又は加算料金を支払わなければなりません。

(設備保全義務等)

6 (1)使用者は、使用許可設備を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければなりません。

(2)前号の規定による維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて使用者の負担とします。

(使用上の制限)

7 (1)使用者は、使用許可期間中、使用許可設備を 2 に指定する用途以外に供してはなりません。

(2)使用者は、使用許可設備を他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。

(3)使用者は、使用許可設備について修繕、模様替その他の行為をしようとするときは、使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって知事の承認を受けなければなりません。

(使用許可の取消し又は変更)

8 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し又は変更することができます。

ア 使用者が許可の条件に違反したとき。

イ 道において公用又は公共用に供するため使用許可設備を必要とするとき。

(原状回復)

9 (1)使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で、知事の指定する期日までに、使用許可設備を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、知事が特に承認したときは、この限りではありません。

(2)使用者が原状回復の義務を履行したいときは、知事は、使用者の負担においてこれを行うことができます。

(損害賠償)

10 (1)使用者は、その責めに帰する理由により、使用許可設備の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可設備を原状に回復した場合は、この限りではありません。

(2)前号に掲げる場合のほか、使用者は、本許可書に定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

(許可の取消しによる損失の取扱い)

1 1 8 の規定により使用許可を取り消した場合において、その取消しにより使用者に損失が生じても、道は、その損失を補償しません。

(有益費等の講求権の放棄)

1 2 8 の規定により使用許可が取り消された場合において、使用者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求は行わないこととします。

(実地調査等)

1 3 知事は、使用許可物件について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し指示することができます。

(部 課 係)

空 港 設 備 返 還 届

平成 年 月 日

北海道知事 様

使用者 住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

次の空港設備を
しますから届け出ます。

により、平成 年 月 日返還

- 1 空港名 空港
- 2 使用空港設備
- 3 使用面積
- 4 使用許可年月日 年 月 日
- 5 使用目的
- 6 使用許可期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 7 その他

別記第 6 号様式(第 7 条関係)

工作物

（ 設 置
増 築
改 築
用途変更
除 去 ）

許可書

(記号) 第 号指令

申請者の住所及び氏名

（ 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 ）

平成 年 月 日申請の

空港の空港設備に工作物の

（ 設 置
増 築
改 築
用途変更
除 去 ）

をすることは、北海道空港条例(昭和 36 年北海道条例第 41 号)第 7 条の規定

により、許可します。ただし、次の事項を承知してください。

平成 年 月 日

北海道知事



(設置等を許可する工作物)

1 （ 設 置
増 築
改 築
用途変更
除 去 ）

を許可する工作物(以下「当該工作物」という。)は次のとおりです。

当該工作物の名称

箇所

別図のとおり

(指定する用途)

2 設置等の許可を受けた者(以下「設置者」という。)は、当該工作物を

の用に供さなければなりません。

(工事期間)

3 当該工作物

設置
増築
改築
除去

 をするための工事期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

(設置上の制限)

- 4 (1) 設置者は、当該工作物を 2 に指定する用途以外に供してはなりません。
- (2) 設置者は、当該工作物を他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。
- (3) 設置者は、当該工作物について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって知事の承認を得なければなりません。

(設置等の許可の取消し又は変更)

5 知事は、設置者が許可の条件に違反したときは、設置等の許可を取り消し、又は変更することができます。

(実地調査等)

6 知事は、当該工作物について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し指示することができます。

(部 課 係)

別記第7号様式(第8条関係)

空港使用料納付特例承認書

(記号) 第 号指令

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

平成 年 月 日申請の 空港の使用料を1箇月分取りま
めて納付することは、北海道空港条例施行規則(昭和50年北海道規則第12号)第9条第2
項ただし書の規定により、許可します。ただし、次の事項を承知してください。

平成 年 月 日

北海道知事
市(町)長



1 承認する期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 空港の使用料を指定する期日までに納付しないときは、承認を取り消すことがありま
す。

(部 課 係)

空港使用料 (減額) 承認書
(免除)

(記号) 第 号指令

申請者の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

平成 年 月 日申請の 空港の使用料は、北海道空港条例(昭和36年北海道条例第41号)第9条第3項の規定により、(免除)します。ただし、次の事項を承知してください。

平成 年 月 日

北海道知事



- 1 使用料を(免除)する期間
(減額)
- 2 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
(免除)する使用料の限度額
(減額)
 - 着陸料 円
 - 停留料 円
 - 格納庫使用料 円
 - 土地等使用料 円

(部 課 係)

構内営業許可書

(記号) 第 号指令

申請者の住所及び氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

平成 年 月 日申請の 空港の構内営業を行うことは、北海道空港条例(昭和36年北海道条例第41号)第7条の2第1項の規定により、許可します。ただし、次の事項を承知してください。

平成 年 月 日

北海道知事



1 許可する営業の種類

2 営業を許可する場所

3 営業を許可する期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 その他

(部 課 係)

